

2022年3月31日

各位

株式会社北國銀行

「同性パートナー」、「事実婚」の方々に対応した住宅ローンの取扱開始について

株式会社北國銀行（頭取 杖村 修司）は、住宅ローンの連帯債務扱いにおける配偶者の定義に「同性パートナー」、「事実婚」の方々を含める取り扱いを開始します。

昨今の「ジェンダーの多様性や平等」や「結婚の形の変化」という社会的関心の高まりを踏まえ、お客さまの幅広いニーズにお応えするため、下記のご利用条件にご対応いただける方々について、配偶者と同様にお取り扱いできるようになります。

記

1. 内容

ご利用条件①	夫婦連生団体信用生命保険へのご加入
ご利用条件②	【同性パートナーの場合】 ・自治体が発行する「パートナーシップ証明書」等の公的証明書のご提出 ※ただし、自治体で上記証明書を発行していない場合は弊社指定の確認書をご提出いただきます。 【事実婚の場合】 ・続柄に「妻（未届）/夫」や「妻/夫（未届）」と記載がある住民票のご提出

2. 取扱開始日

2022年4月1日（金）

以上